

<報道発表資料>

E-mail: a3340-02@pref.saitama.lg.jp

令和3年7月30日

令和2年度子どもスマイルネットの運営状況について — 子供の権利侵害などの電話相談が3,543件 —

埼玉県子どもの権利擁護委員会（愛称「子どもスマイルネット」）は、平成14年度に都道府県では全国で初めて条例により設置された、子供を権利侵害から救済する機関です。いじめ、虐待、体罰など権利侵害に悩む子供や親などからの相談を受け、公平で専門的な立場から子供自身の声を聴き、関係機関への調査や改善に向けた働き掛けを行っています。

令和2年度の運営状況を取りまとめたので公表します。

1 電話相談の状況

- 電話相談件数は3,543件（令和元年度3,288件、対前年度比約8%増）で、そのうち子供からの相談は533件（令和元年度463件、対前年度比約15%増、相談件数全体の約15%）でした。
- 最も多かった相談は、家庭環境や養育不安、子供の性格・行動など、保護者等からの「子育て」に関する相談1,553件（全体の約44%）でした。
- 「子育て」の次に多かった相談は、「思春期」に関する相談531件（全体の約15%）で、うち子供本人からの相談が270件でした。
- 権利侵害に関わる相談では、「いじめ」に関する相談が64件、「虐待」に関する相談が55件、「体罰」に関する相談が6件ありました。

	いじめ	虐待	体罰	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
計	64	55	6	179	155	153	531	1,553	847	3,543
	1.8%	1.6%	0.2%	5.1%	4.4%	4.3%	15.0%	43.8%	23.8%	100%
子供	35	14	1	15	22	51	270	—	125	533
	6.6%	2.6%	0.2%	2.8%	4.1%	9.6%	50.7%	—	23.4%	100%

※下段は、うち子供本人からの相談件数

2 委員会による調査・調整の状況

- いじめ、虐待、体罰など権利侵害に関わる救済を求める相談については、希望により調査専門員（大学教授等）が面接相談を行っています。

新規の面接相談は、体罰 2 件、学校の対応 5 件でした。

- 前年度から継続している 7 件と合わせた 14 件について、委員会での委員（社会福祉士、弁護士、大学教授）による延べ 79 回の審議等を踏まえ、調査専門員が相談者との面談や、学校等の関係機関への訪問など、繰り返し 56 回の調査・調整活動を行いました。

その結果、14 件のうち 11 件に改善などが見られ、相談者の意思を確認のうえ、締結となりました。残り 3 件については、翌年度への継続となりました。

	いじめ	体罰	学校の対応	合計
新規	0	2	5	7
継続	2	0	5	7

運営状況の詳細については、埼玉県のホームページから御覧いただけます。

[令和 2 年度埼玉県子どもの権利擁護委員会運営状況報告書](#)

子供（原則 18 歳未満）に関する悩みは、どんなことでも「子どもスマイルネット」に御相談ください。新型コロナウイルスに関連する家庭や学校での生活等に悩みを抱える子供やその保護者の御相談にも対応しております。

相談専用電話番号 048-822-7007

祝日、年末年始を除く毎日 午前 10 時 30 分から午後 6 時まで

いじめ、虐待、体罰など権利侵害についての相談は、「子どもの権利擁護委員会」の調査専門員が直接会って子供の気持ちや希望をじっくり聴きます。

「子どもの権利擁護委員会」は、子供の気持ちを最優先にして一番良い方法を考えて活動します。子供に代わって先生など周りの人に協力をお願いしたりすることができます。